

## 令和7年度 市民後見人養成研修(基礎研修)に関する Q & A

◆このQ & Aでは、民法上の「成年後見人、保佐人、補助人」を「成年後見人等」、「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を「ご本人」と表記しています。

### 1.「市民後見人」について

**Q1 この研修で養成する「市民後見人」は、どのような役割を担うのですか。**

A 本研修は、地域における支え合いの観点から、市民の皆さまに権利擁護としての「成年後見」の一翼を担っていただくことを目的としています。

社会貢献の意欲が高い市民の方に本研修を経て成年後見人等としての役割を担っていただくことで、支援関係者とともに地域福祉を支え、専門職、親族・法人・行政等と役割分担をしながら地域福祉の一環として成年後見制度の利用を促進していく役割が期待されています。

具体的な活動場面では、ご本人の意思を丁寧にくみ取り、意思決定を実現していくため、地域に密着した活動を行います。

### 2.応募に際して

**Q2 応募条件に年齢制限はありますか。**

A 令和8年3月31日現在で、満25歳以上満70歳以下の方であれば、お申込みいただけます。年齢制限を設けているのは、後見活動には相応の社会経験が求められること、また研修の受講から成年後見人等として活動するまでには、一定の期間がかかることが想定されることなどから、他市の状況も参考に70歳以下とさせていただいております。

**Q3 法人に所属して、法人後見業務を担っています。受講できますか。**

A 本研修は、これから「市民後見人」として活動しようという方を対象として、成年後見に関わる基礎的な知識を学んでいただくものであり、他団体に所属して後見業務を行っている方、今後他法人に所属して後見業務を予定されている方は、本研修の趣旨をご理解いただき、受講をご遠慮くださいますよう、お願いいたします。

**Q4 親族の成年後見人等をしてしていますが、受講しても差し支えないでしょうか。**

A 親族後見人として受任している場合も、今後、市民後見人として活動しようという意欲のある方であれば、お申込みいただいて差し支えありません。

親族後見人になることのみを目的とした受講は、本研修の趣旨をご理解いただき、ご遠慮くださいますよう、お願いいたします。

**Q5 応募資格に「成年後見人等を受任している団体に所属又は関与していないこと」とあります。なぜ受講できないのでしょうか。**

A 地域福祉の一環として、地域における支え合いの観点で、成年後見の新たな担い手を確保することが本講座の目的であり、「市民後見人」として活動しようという方を対象としております。各専門職団体（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士等）に所属して後見業務を行っている方、今後他法人に所属して後見業務を予定されている方は、本研修の主旨をご理解いただき、ご遠慮くださいますよう、お願いいたします。

**Q6 応募時の面談は受けなくても良いのでしょうか。**

A 厚木市では市民後見人の活動について実際のイメージを持っていただくため、市民後見人の活動に関する説明が中心となる面談を実施します。面談は基礎Ⅰ申込みの必須となります。なお、面談の日程調整等の連絡は、基礎Ⅰ申込み時に提出いただく個人情報提供同意書に基づき、厚木市社会福祉協議会の担当者からご連絡をさせていただきます。

### 3.基礎研修について

**Q7 基礎Ⅰの動画を視聴できなかった場合はどうなりますか。**

A 全ての動画を視聴いただくことが基礎Ⅱを受講していただく要件です。配信期間内に、計画的にご視聴くださいますよう、お願いいたします。

**Q8 基礎Ⅰの動画を視聴しました。基礎Ⅱに進むにはどうすればよいですか。**

A 基礎Ⅱに進むためには、ご自身のプロフィールや受講動機を記載していただいた受講申込書をご提出いただきます。期日を厳守して、受講申込書をお送りくださいますよう、お願いいたします。（この点につきましては、基礎Ⅰの第13講でご説明いたします。）  
また、基礎Ⅱについては、現段階では、集合研修を予定しておりますが、オンライン等を活用する場合があります。

**Q9 過去に県社協実施の基礎Ⅰ等を修了しましたが、基礎Ⅱ以降より受講開始できる等の優遇等がありますか。**

A 基礎研修は、開催年度によってカリキュラム内容が異なる場合があります。また、同じテーマであっても、講義内容は、制度や法律の改正内容等を踏まえながら、講師に講義いただいています。このようなことから、基礎Ⅰ等の受講免除はありません。

**Q10 他団体で、市民後見人養成の研修を受講しましたが、受講科目を一部免除する等の優遇等がありますか。**

A 受講科目の一部免除はありません。基礎研修の全プログラムを受講していただく必要があります。

**Q11 基礎研修の最後にある「修了試験」はどのようなものですか。**

- A 最終日に実施する「修了試験」は、市民後見人の活動に必要な基礎的な知識を中心とした10問程度の設問と、小論文で構成されています。基礎研修を受講していればお答えいただける基礎的な内容です。

**4.実践研修について**

**Q12 基礎研修を全て受講すれば、必ず実践研修に進めるのでしょうか。**

- A 基礎研修修了後に、審査会による選考があります。
- A 全日程の受講
  - B 市民後見人に求められる知識や技術を習得しようとする姿勢
  - C 最終日に実施する試験

審査会では、上記A～Cを総合的に評価いたしますが、結果によっては、実践研修を受講していただけない場合もあります。

**Q13 実践研修では、どのような研修が予定されていますか。**

- A 実践研修は、令和7年10月ごろに、「成年後見人等の実務（講義）」や「施設実習」等が含まれた7日間程度の研修が予定されています。実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講される予定となっています。

**Q14 実践研修の修了は、どのように判定されますか。**

- A 基礎研修と同様の考え方で、研修修了後に審査会による選考を経て修了の認定を行うことが予定されていますが、詳細は、実践研修の受講のご案内の際にお知らせいたします。

**5.実務研修について**

**Q15 実践研修を全て受講すれば、必ず実務研修に進めるのでしょうか。**

- A 実践研修終了後に、審査会による選考による修了認定を行うことが予定されています。修了後、希望される方は、実務研修を受講いただきます。
- ※実務研修修了後の、厚木市市民後見人候補者名簿への登録及び名簿登録後の活動内容については、Q17、18を参照ください。

**Q16 実務研修では、どのような研修が予定されていますか。**

- A 実務研修は、令和8年1月～2月頃に、厚木市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の訪問に同行をする研修が予定されています。日常生活自立支援事業等は、平日の日中に支援を行いますので、日程の調整をお願いする場合がございます。

**Q17 厚木市市民後見人候補者名簿への登録は、どのように判定されますか。**

A 実務研修の修了後に審査会を経て名簿登録を行うことが予定されていますが、詳細は、実務研修オリエンテーションの際にお知らせいたします。

## 6.後見活動について

**Q18 厚木市市民後見人候補者名簿に登録後、どのような後見活動をするのでしょうか。**

A 受任までの間は市民後見人資質向上研修等の受講により必要かつ十分な知識を習得していただきます。希望をされる方に関しては厚木市社会福祉協議会の非常勤職員として、日常生活自立支援事業等の支援員を行っていただくことにより経験を積むことも可能です。

初めは厚木市社会福祉協議会との複数受任で経験を積んでいただき、1年から2年後には市民後見人のみで受任をしていただく単独受任への移行を想定しています。成年後見人等として受任をした場合は、後見業務の全般を担っていただきます。

**Q19 厚木市市民後見人候補者名簿に登録後、すぐに成年後見人等になることはできないのですか。**

A 初めは厚木市社会福祉協議会との複数受任により経験を積んでいただくことを予定しているため、厚木市社会福祉協議会の受任状況（受任数や支援内容等）によっては受任まで待機をしていただくことがあります。

成年後見人等の就任は、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することになります（本研修の受講により、成年後見人等の資格が得られるものではありません）。また、親族以外の任意後見受任者となることを禁ずるなど、一定の制限を設ける場合がありますのでご承知おきください。

**Q20 厚木市市民後見人候補者名簿に登録後、希望すれば、すぐに日常生活自立支援事業等の支援員として活動することができますか。**

A 日常生活自立支援事業等の支援員は、日常生活自立支援事業の利用者状況、後見事業を行う法人の受任状況（受任数や支援内容等）により、個別に判断しなければならない要素もあることから、希望をされても非常勤職員の契約を行うまで待機をしていただくこともあります。

なお、日常生活自立支援事業等の支援員を経験することが、成年後見人等になることを保証するものではありません。

**Q21 成年後見人等（市民後見人）に選任された場合、報酬を受け取ることはできますか。**

A 市民後見人による家庭裁判所への報酬申立ては妨げられるものではありません。

成年後見人等の報酬は、被後見人等の財産額を基準として、案件に応じて、家庭裁判所が決定するものです。（あらかじめ一定額の報酬が得られることが予定されている訳ではありません）。

なお、横浜家庭裁判所のホームページに「成年後見人等の報酬のめやす」が掲載されていますので、ご参照ください。